

前回までの検討事項に係る実施状況について 貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充

現状の事業者の行政処分情報検索

利用者が事業者を選択する際の参考情報として、過去3年間の自動車運送事業者に対する行政処分状況を平成19年より国土交通省ホームページ上で公表。

⇒ バスの発着場等で利用者がより手軽に貸切バス事業者の処分歴を検索できるよう、**スマートフォン向け簡易検索サイト**※を開設（平成28年3月25日）（※http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search_sp.cgi）

<検索の手順（例）>

行政処分情報（ネガティブ情報の公開）

行政処分事業者の事業者名を入力してください

※ヨミガナ検索も可能です

検索

⚠ご利用にあたっての注意事項

1. 本システムで提供する行政処分情報は、各地の運輸局長等が自動車運送事業者に対して行った行政処分を定期的にとりまとめたもので、過去3年間の自動車運送事業者に対する行政処分情報を掲載しています。
2. 行政処分情報は、行政処分を行った時点の情報です。
3. 本システムの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本システムの情報を用いて行う一切の行為について、本システム管理者及び各担当部局は何ら責任を負うものではありません。
4. 本システムの掲載情報については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、

9431 事業者中1事業者が選択されました

行政処分事業者の検索結果

行政処分等の年月日	事業者の氏名・名称
平成28年2月19日	株式会社イーエスピー 代表者高橋美作（法人番号： <u>2013101005229</u> ）

前のページに戻る

行政処分事業者の詳細情報

行政処分等の年月日	平成28年2月19日
事業者の氏名または名称	株式会社イーエスピー 代表者高橋美作（法人番号： <u>2013101005229</u> ）
事業者の所在地	東京都羽村市富士見平2-1-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	東京都羽村市富士見平2-1-4
行政処分の内容	許可取消
主な違反の条項	道路運送法第20条
違反行為の概要	平成28年1月15日、平成28年1月16日、平成28年1月17日及び平成28年1月29日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。33件の違反が認められた。(1)適正運賃收受違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(4)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(5)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(6)運行管理者の届出違反(虚偽)(運送法第23条第3項)、(7)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(8)領収証発行義務違反(運輸規則第10条)、(9)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(10)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(11)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(12)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(13)点呼の記録義務違反(不実記載)(運輸規則第24条第4項)、(14)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、

ドライバー異常時対応システムの概要

現状

- 国土交通省は、平成28年3月29日、ドライバーが急病等により運転の継続が困難になった場合に自動車を自動で停止させる「ドライバー異常時対応システム」のガイドラインを世界に先駆けて策定。
- このガイドラインにより、当該システムを搭載したバス等の早期導入が期待される。

異常検知

- 運転手、乗客がボタンを押す
- システムが自動検知



自動制御

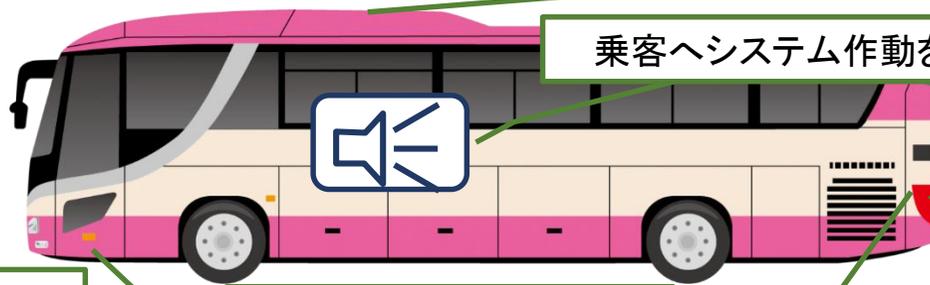
減速停止等

乗客へシステム作動を報知

周囲に異常が起きていることを報知

ハザードランプ点滅

ブレーキランプ点灯



異常検知

1. 押しボタン方式

- 運転者による押しボタン
- 乗客による押しボタン



2. 自動検知方式

- システムがドライバーの姿勢、視線、ハンドル操作を監視し、異常を検知



自動制御

1. 単純停止方式

徐々に減速して停止（操舵なし）

2. 車線内停止方式

車線を維持しながら徐々に減速し、車線内で停止
（操舵は車線維持のみ）

3. 路肩停止方式 ← 本ガイドラインの対象外、検討を継続

車線を維持しながら徐々に減速し、可能な場合、路肩に寄せて停止